

令和 6 年 度

P T A 総 会

令和 6 年 4 月 2 6 日(金)

宇 都 宮 市 立 雀 宮 中 学 校

令和6年度 雀宮中学校PTA定期総会

令和6年4月26日（金）

1 議 事

- | | | |
|---------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 第 1 号議案 | 令和5年度 | 事業報告 |
| 第 2 号議案 | 令和5年度 | 収支決算報告及び会計監査報告 |
| 第 3 号議案 | 令和6年度 | 事業計画案 |
| 第 4 号議案 | 令和6年度 | 収支予算案 |
| 第 5 号議案 | 令和5年度 | 慶弔費・特別会計・PTA事務業務委託費・周年事業費決算報告及び会計監査報告 |
| 第 6 号議案 | 令和5年度 | 文化スポーツ後援会収支決算報告及び会計監査報告 |
| 第 7 号議案 | 令和6年度 | 文化スポーツ後援会収支予算案 |
| 第 8 号議案 | 令和5年度 | 手をつなぐ親の会収支決算報告及び会計監査報告 |
| 第 9 号議案 | 令和6年度 | 手をつなぐ親の会収支予算案 |
| 第10号議案 | 雀宮中学校PTA会則・慶弔規程・文化スポーツ後援会会則改正について | |
| 第11号議案 | 令和6年度 | 役員選出・発表 |

令和5年度 PTA各部事業報告

○ 学年部

- ・ 5月18日 卒業準備委員会発足(3学年のみ)
- ・ 7月～2月 各学年・保護者会時の受付
- ・ 9月9日 生徒地域貢献活動の引率協力(3学年)
- ・ 10月18日 講演会運営及び準備
(講演者)生涯学習課・社会教育主事

○ 保健体育部

- ・ 5月12日 体育祭協力(校内・外巡視)
体育祭協力(駐車場・駐輪場係・受付)
- ・ 6月18日 市P連ソフトボール大会参加協力
- ・ 11月4日 市P連バレーボール大会参加協力

○ 生活指導部

- ・ 5月17日 下校指導
- ・ 8月3日 雀宮地区納涼盆踊り大会の巡視
- ・ 9月20日 下校指導
- ・ 10月27日 文化祭協力(駐車場・駐輪場・受付)
- ・ 12月20日 下校指導

○ 広報部

- ・ 6月・9月・1月 機関紙(文字瓦)発行
(企画・編集・校正)
- ・ 5月20日 生徒地域貢献活動の引率協力(新川清掃)
- ・ 10月28日 生徒地域貢献活動の引率協力(新川清掃)
- ・ 2月 広報紙コンクール提出

○ 研修部

- ・ 9月6日 「多肉植物寄せ植え」講習会
- ・ 10月7～8日 雀宮地区福祉まつり・準備片付け
- ・ 11月5日 ちゅんちゅんウォーク【協力なし】
- ・ 11月11日 研修旅行【中止】
- ・ 11月10～12日 雀宮地区文化祭・収穫祭の準備片付け

○ 環境部

- ・ 6月3日 花壇整備(3学年)
- ・ 9月30日 花壇整備・トイレ掃除(全学年)
- ・ 11月25日 校内外落葉清掃(1学年)
- ・ 2月24日 花壇整備(2学年)

令和5年度

P T A 執 行 部 会 ・ 理 事 会 活 動 報 告

5月 2日 (火)	第1回 執行部会
5月 9日 (火)	第1回 理事会
7月 6日 (木)	第2回 執行部会 (中止)
7月13日 (木)	第2回 理事会 (中止)
9月21日 (木)	第3回 執行部会
9月28日 (木)	第3回 理事会
10月18日 (水)	臨時執行部会
11月22日 (水)	第4回 執行部会
11月30日 (木)	第4回 理事会及び役員選考委員会
2月 8日 (木)	第5回 執行部会
2月15日 (木)	第5回 理事会

令和5年度 宇都宮市立雀宮中学校PTA一般会計決算書

1 収入の部	3,254,737 円
2 支出の部	2,009,163 円
3 次年度繰越金	1,245,574 円

収入の部

△ 減

項 目	当初予算額	補正予算額	決算額	備 考
1 会 費	1,747,200	0	1,952,720	保護者 6,470人×280円=1,811,600
2 繰越金	1,302,017	0	1,302,017	職 員 504人×280円=141,120
3 その他	0	0	0	
合 計	3,049,217	0	3,254,737	

支出の部

△ 減

項 目	内 容	当初予算額	補正予算額	決 算 額	残 高	備 考
1 総務費		660,000	0	408,352	251,648	
	1 備品費	50,000		0	50,000	
	2 通信費	20,000	30,000	50,000	0	役員通信費
	3 消耗品費	200,000		191,783	8,217	用紙・インク代他
	4 負担金	170,000		143,150	26,850	市P連等分担金
	5 渉外費	150,000	△ 30,000	6,500	113,500	渉外関係
	6 旅費補助費	50,000		15,000	35,000	研修会等旅費
2 会議費	7 雑 費	20,000		1,919	18,081	
		85,000	0	73,286	11,714	
	1 総会費	45,000		43,648	1,352	総会資料印刷
	2 役員会費	30,000		24,840	5,160	役員会議費等
3 研修費	3 雑 費	10,000		4,798	5,202	
		160,000	0	10,000	150,000	
	1 行事費	10,000		10,000	0	講師代
4 生活指導費	2 見学費	150,000		0	150,000	
		10,000	0	399	9,601	
	1 生活指導費	10,000		399	9,601	活動費

項 目	内 容	当初予算額	補正予算額	決 算 額	残 高	備 考
5 広報費		310,000	0	286,902	23,098	
	1 広報費	10,000		0	10,000	
6 保健体育費	2 機関紙費	300,000		286,902	13,098	機関紙「文字瓦」印刷代
		130,000	0	130,000	0	
7 環境費	1 保健体育費	130,000		130,000	0	ユニフォームクリーニング、活動費他
		40,000	0	29,105	10,895	
8 学年費	1 環境費	10,000		0	10,000	
	2 環境整備費	30,000		29,105	895	花苗等
9 PTA活動援助費		60,000	0	330	59,670	
	1 学年費	60,000		330	59,670	3学年活動費
10 周年事業費積立		350,000	0	334,701	15,299	
	1 PTA活動援助費	350,000		334,701	15,299	PTA活動保険代活動用ホルダー他
小 計		100,000	0	100,000	0	
	1 周年事業費積立	100,000		100,000	0	積立金
11 学校教育活動費		1,905,000	0	1,373,075	531,925	(A)
		840,000	0	636,088	203,912	(B)
	1 福祉厚生費	70,000	△ 9,000	28,967	32,033	接待費他
	2 学校行事費	200,000		182,468	17,532	学校行事補助
	3 進路指導費	50,000		18,674	31,326	進路指導補助
	4 研修費	20,000	9,000	29,000	0	
	5 生徒活動援助費	200,000		194,521	5,479	生徒活動に伴う経費
12 予備費	6 環境整備費	300,000		182,458	117,542	教室・花壇整備他
		304,217	0	0	304,217	(C)
合 計	1 予備費	304,217		0	304,217	
		3,049,217	0	2,009,163	1,040,054	(A)+(B)+(C)

上記収支決算書について厳正なる監査の結果、記載のとおり相違ないことを認めます。

令和5年3月28日

会計監査

青 山 和 美

石 井 聡 美



令和6年度 PTA各部事業計画(案)

- | | | | |
|---------|---|----------|---|
| ○ 学年部 | <ul style="list-style-type: none">・ 各学年・保護者会時の受付・ (主催)講演会運営及び準備・ 生徒地域貢献活動の引率協力・ 卒業準備委員会(3年生のみ) | ○ 広報部 | <ul style="list-style-type: none">・ 機関紙「文字瓦」の企画・編集・校正・ 生徒地域貢献活動の引率協力・ 専門部活動時の写真撮影・ 広報紙コンクール提出 |
| ○ 保健体育部 | <ul style="list-style-type: none">・ 市P連球技大会参加協力・ 体育祭協力(校内・外巡視)・ 体育祭協力(駐車場・駐輪場係・受付) | ○ 研修部 | <ul style="list-style-type: none">・ 講習会の企画・運営及び準備・ 雀宮地区健康・福祉まつり(準備・片付け)・ 雀宮地域文化祭・収穫祭(準備・片付け)・ 雀宮ちゅんちゅんウォーク協力 |
| ○ 生活指導部 | <ul style="list-style-type: none">・ 文化祭協力(駐車場・駐輪場係・受付)・ 雀宮地区納涼盆踊り大会の巡視・ 下校指導 | ○ 環境部 | <ul style="list-style-type: none">・ 校内外の環境美化整備(年4回) |
| | | ◎ 各部共通事業 | ・ 県P連・市P連研修、講演会の参加協力 |

令和6年度 宇都宮市立雀宮中学校PTA一般会計予算(案)

1 収入の部	3,059,974 円
2 支出の部	3,059,974 円
3 残 高	0 円

収入の部

△ 減

項 目	本年度予算額	昨年度予算額	比較増減	備 考
1 会 費	1,814,400	1,747,200	67,200	540人×12ヵ月×280円
2 寄付金				
3 繰越金	1,245,574	1,302,017	△ 56,443	
4 その他				
合 計	3,059,974	3,049,217	10,757	

支出の部

△ 減

項 目	内 容	本年度予算額	昨年度予算額	比較増減	備 考
1 総務費		680,000	660,000	20,000	
	1 備品費	50,000	50,000	0	備品代
	2 通信役務費	120,000	20,000	100,000	WiFi代・切手ハガキ代 役員連絡通信費
	3 消耗品費	200,000	200,000	0	用紙・インク代他
	4 負担金	170,000	170,000	0	市P連等分担金
	5 渉外費	70,000	150,000	△ 80,000	渉外関係
	6 旅費補助費	50,000	50,000	0	旅費補助
2 会議費		50,000	85,000	△ 35,000	
	1 総会費	10,000	45,000	△ 35,000	総会資料印刷
	2 役員会費	30,000	30,000	0	役員会議費他
	3 雑費	10,000	10,000	0	
3 研修費		80,000	160,000	△ 80,000	
	1 研修費	80,000	160,000	△ 80,000	研修会他
4 生活指導費		10,000	10,000	0	
	1 生活指導費	10,000	10,000	0	生活指導費他

△ 減

項 目	内 容	本年度予算額	昨年度予算額	比較増減	備 考
5 広報費		310,000	310,000	0	
	1 広報費	10,000	10,000	0	
	2 機関紙費	300,000	300,000	0	広報誌「文字瓦」印刷代
6 保健体育費		260,000	130,000	130,000	
	1 保健体育費	260,000	130,000	130,000	球技大会等補助 ユニホーム購入
7 環境費		40,000	40,000	0	
	1 環境費	10,000	10,000	0	
	2 環境整備費	30,000	30,000	0	花苗他
8 学年費		60,000	60,000	0	
	1 学年費	60,000	60,000	0	学年補助
9 PTA活動援助費		350,000	350,000	0	
	1 PTA活動援助費	350,000	350,000	0	PTA活動保険代他
10 周年事業費積立		100,000	100,000	0	
	1 周年事業費積立	100,000	100,000	0	
小 計		1,940,000	1,905,000	35,000	(A)
11 学校教育活動費		810,000	840,000	△ 30,000	(B)
	1 学校行事費	200,000	200,000	0	学校行事補助
	2 会議費	50,000	70,000	△ 20,000	会議接待費
	3 進路指導費	30,000	50,000	△ 20,000	進路指導補助
	4 研修費	30,000	20,000	10,000	研修補助
	5 生徒活動援助費	200,000	200,000	0	生徒活動補助
12 予備費		309,974	304,217	5,757	(C)
	1 予備費	309,974	304,217	5,757	
合 計		3,059,974	3,049,217	10,757	(A)+(B)+(C)

令和5年度 宇都宮市立雀宮中学校PTA

慶弔費決算書

1 収 入 _____ 3,189,279 円

内 訳 ・保護者入金 (6,470人×10円) 64,700 円
 ・職員入金 (504人×10円) 5,040 円
 ・繰越金 3,119,539 円

2 支 出 _____ 73,281 円

内 訳 ・離任式での花束(10件) 33,000 円
 ・香料 (4件) 20,000 円
 ・結婚祝金 (1件) 5,000 円
 ・出産祝金 (1件) 5,000 円
 ・見舞金 (2件) 10,000 円
 ・多当他 281 円

3 残 高 _____ 3,115,998 円

上記収支決算書について、厳正なる監査の結果、記載のとおり相違ないことを認めます。

令和6年3月28日

会計監査

青山和美

石井聡美

令和5年度 宇都宮市立雀宮中学校PTA

(スポ文)特別会計決算書

1 収 入 _____ 8,888,453 円

内 訳 ・保護者入金 (6,470人×130円) 841,100 円
 ・繰越金 7,962,619 円
 ・宇選派補助 84,734 円

2 支 出 _____ 163,829 円

内 訳 ・関東大会出場(女子バスケ部)補助 48,750 円
 ・関東大会出場(女子バスケ部)看板代 14,300 円
 ・関東大会出場(水泳)補助 19,979 円
 ・全国大会出場(スキー)補助 58,800 円
 ・全国大会出場(スキー)横断幕 22,000 円

3 残 高 _____ 8,724,624 円

上記収支決算書について、厳正なる監査の結果、記載のとおり相違ないことを認めます。

令和6年3月28日

会計監査

青山和美

石井聡美

令和5年度 宇都宮市立雀宮中学校PTA

PTA事務業務委託費決算書

1 収 入 ————— 2,521,289 円

内 訳・保護者入金	(6,470人×200円)	1,294,000 円
・職員入金	(492人×200円)	98,400 円
・繰越金		1,128,889 円

2 支 出 ————— 1,298,500 円

内 訳・報酬 1,298,500 円

3 残 高 ————— 1,222,789 円

上記収支決算書について、厳正なる監査の結果、記載のとおり相違ないことを認めます。

令和6年3月28日

会計監査

青 山 和 美

石 井 聡 美



令和5年度 宇都宮市立雀宮中学校PTA

雀宮中 周年事業費決算書

1 収 入 ————— 1,227,413 円

内 訳・一搬会計より入金	100,000 円
・繰越金	1,127,413 円

2 支 出 ————— 0 円

3 残 高 ————— 1,227,413 円

上記収支決算書について厳正なる監査の結果、記載のとおり相違ないことを認めます。

令和6年3月28日

会計監査

青 山 和 美

石 井 聡 美



令和5年度宇都宮市立雀宮中学校

文化スポーツ後援会決算書

1 収入の部	2, 221, 045 円
2 支出の部	1, 823, 489 円
3 次年度繰越金	397, 556 円

収入の部 [内訳]

△減

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
会 費	1, 996, 800 円 (520×@¥320×12)	2, 070, 400 円 (6, 470×@¥320)	73, 600 円
繰 越 金	150, 645 円	150, 645 円	0 円
合 計	2, 147, 445 円	2, 221, 045 円	73, 600 円

支出の部 [内訳]

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減
事 務 費	50, 000 円	49, 258 円	△ 742 円
各種分担金	30, 000 円	26, 600 円	△ 3, 400 円
活 動 費	1, 750, 000 円	1, 548, 481 円	△ 201, 519 円
特別活動費	200, 000 円	199, 150 円	△ 850 円
予 備 費	117, 445 円	0 円	△ 117, 445 円
合 計	2, 147, 445 円	1, 823, 489 円	△ 323, 956 円

差引残高

397, 556 円

上記収支決算報告について、厳正なる監査の結果記載のとおり相違ないことを認めます。

令和6年3月28日

会計監査

青 山 和 美



石 井 聡 美



令和 6 年度宇都宮市立雀宮中学校
文化スポーツ後援会予算書(案)

1 収入の部	-----	2, 471, 156 円
2 支出の部	-----	2, 471, 156 円
3 残 高	-----	0 円

収入の部 [内訳]

△減

項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減
会 費	2, 073, 600 円 (540×@¥320×12)	1, 996, 800 円 (520×@¥320×12)	76, 800 円
繰 越 金	397, 556 円	150, 645 円	246, 911 円
合 計	2, 471, 156 円	2, 147, 445 円	323, 711 円

支出の部 [内訳]

項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減
事 務 費	50, 000 円	50, 000 円	0 円
各種分担金	30, 000 円	30, 000 円	0 円
活 動 費	1, 800, 000 円	1, 750, 000 円	50, 000 円
特別活動費	200, 000 円	200, 000 円	0 円
予 備 費	391, 156 円	117, 445 円	273, 711 円
合 計	2, 471, 156 円	2, 147, 445 円	323, 711 円

※ 本年度活動費予算算出方法→①基本予算+②人数予算=本年度予算額

① 各部同額基本予算(90,000円)

② 人数予算(30名以上で+10,000円、40名以上で+15,000円)

※ 特別活動費予算は、高額の消耗品及び備品が購入できるように設けた予算です。

令和5年度宇都宮市立雀宮中学校

手をつなぐ親の会会計収支決算書

1	収入	-----	19,880 円
	内訳	・会費(300円×64口)	19,200 円
		・繰越金	680 円
2	支出	-----	19,880 円
	内訳	・栃特連分担金	2,700 円
		・卒業生記念品	10,346 円
		・バザー材料費、作業実習費	6,319 円
3	残金	-----	515 円

上記収支決算書について、厳正なる監査の結果、記載のとおり相違ないことを認めます。

令和6年3月28日

会計監査

青 山 和 美



石 井 聡 美



令和6年度宇都宮市立雀宮中学校
手をつなぐ親の会会計収支予算書(案)

1	収入	-----	21,515	円
	内訳	・会費(300円×70口)	21,000	円
		・繰越金	515	円
2	支出	-----	21,515	円
	内訳	・栃特連分担金	2,700	円
		・卒業記念品	10,000	円
		・バザー材料費、作業実習費	8,000	円
		・予備費	815	円
3	残金	-----	0	円

雀宮中学校 P T A 会 則（案）

第1章 名称及び事務局

第 1 条 本会は宇都宮市立雀宮中学校 P T A といい、事務局を同雀宮中学校に置く。

第2章 目的及び活動

第 2 条 本会は保護者と教師が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

- 1 良い保護者、良い教師になるよう努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡を保つ。
- 3 生徒の生活環境を良くすること。
- 4 健康の増進と体力の増強に努める。
- 5 国際理解に努める。
- 6 その他本会の目的達成に必要な活動をする。

第 3 章 方 針

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 本会または本会の役員名で公私の選挙候補者を推薦しない。
- 4 学校の人事その他管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員は次の通りである。

- 1 雀宮中学校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わるもの。
- 2 雀宮中学校の職員。
- 3 本会の主旨に賛同し理事会の承認を得たもの。

第 6 条 本会の会員は会費を納めるものとする。

第 7 条 本会の会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 8 条 校長は役員になることは出来ないが、すべて会議に出席して意見を述べるができる。

第 5 章 経 理

第 9 条 本会の活動に関する経費は会費、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

第 10 条 本会経理は総会において議決された予算に基づいて行う。

第 11 条 本会の決算は会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第 12 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役員及び理事

第 13 条 本会の役員は次の通りにする。

会長 1 名・副会長（T1 名含む）及び事務局若干名

第 14 条 役員及び会計監査（以下「役員等」という）の選出は、第 15 章選考委員会規程に基づく。

第 15 条 役員等の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

役員はその職に当たることが連続して 5 年を越えてはいけない。

第 16 条 役員の職務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表して会務を行う。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
- 3 事務局は、本会の活動に関する重要事項を記録し、予算に基づいて一切の会計事務等を処理する。

第 17 条 本会の理事は次の通りとする。

- 1 部長・副部長

第 18 条 理事の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

理事はその職にあたることが連続して 5 年を越えてはならない。

第 19 条 理事の職務は次の通りとする。

- 1 理事は理事会及び所属する部会に出席して会務の運営に当たる。
- 2 部長は部会の議長となり所管事務の運営に当たる。
- 3 副部長は部長を補佐し、部長に事故がある時は、その職務を代行する。

第 7 章 会計監査

第 20 条 本会の経理を監査するために 2 名の会計監査を置く。

第 21 条 会計監査は総会において承認を得る。

第 22 条 会計監査の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

第 8 章 顧 問

第 23 条 本会は顧問を参与としておくことが出来る。顧問を理事会において推薦をし、参与は会長が会員及び賛助会員のの中から選出し会長がこれを委嘱する。

第 9 章 総 会

第 24 条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第 25 条 総会は定期総会と臨時総会とする。

第 26 条 総会は、会員現在数 3 分の 1（委任状も含む）以上出席をもって成立する。

第 27 条 議事は出席者の過半数で議決する。ただし委任状による代理出席は認めるが、議決権はないものとする。

第 10 章 理 事 会

- 第 28 条 理事会は本会の役員及び理事をもって構成され、総会において決議された方針に従い、次の総会に至るまでの諸事項について決議・執行し、総会に対しての責任を持つ。
- 第 29 条 理事会は会長が必要と認めたとき招集する。
- 第 30 条 理事会は役員及び理事の 3 分の 1（委任状も含む）以上出席しなければ、その会議を開き、議決することはできない・
- 第 31 条 理事会の議事は出席者の過半数で決する。

第 11 章 部 会

- 第 32 条 部会は部会所属の委員をもって構成され、総会において決定された事項について審議し、執行する。
- 第 33 条 部会は部長が必要と認めたときこれを招集する。
- 第 34 条 部会は部員の 3 分の 1 以上出席しなければこれを開くことはできない。
但し、他の部員に委任するものは委任状を提出する。
- 第 35 条 部会の議事は出席者の過半数で決する。

第 12 章 部の組織

- 第 36 条 本会第 2 章の活動を行うため次の部をおく。
（原則として会員は、いずれかの部に属する。）
- 1 研 修 部 会員の研修に関すること。
 - 2 生活指導部 生徒の生活指導に関すること。
 - 3 広 報 部 活動状況の広報宣伝に関すること。
 - 4 保健体育部 保健体育の振興に関すること。
 - 5 環 境 部 生徒の教育環境に関すること。
 - 6 学 年 部 各学年の活動に関すること。

第 13 章 職 員

- 第 37 条 本会に職員若干名をおくことができる。職員の任免・給与の分限及び執務に関して必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。

第 14 章 慶弔規程及び細則

- 第 38 条 慶弔規程については別に定める。
- 第 39 条 本会の運営に関して必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、理事会の議決を経て定める。

第 15 章 選考委員会規程

- 第 40 条 選考委員会は、会長の指示により発足する。
- 第 41 条 選考委員会は、本会の会長・副会長・役員及び会計監査候補者を総会前までに選出する。
- 第 42 条 選考委員会の委員は、各事業部長・副部長 1 名で構成する。ただし、学年部は副部長 2 名とする。
- 第 43 条 候補者は、P 会員の中から、推薦を基本として選出する。
- 第 44 条 候補者は、本人の同意をもって決定し、委員長が総会において承認を得る。
- 第 45 条 選考委員会は、その任務が終了したときに解散する。

第 16 章 改 正

- 第 46 条 本会則は総会において、出席者 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。

- 附則 本会則は昭和 3 6 年 4 月 1 日から施行する。
- | | | |
|---------------|------------------|-------------|
| 昭和 4 0 年 | 7 月 3 日 | 会則改正 |
| 昭和 4 1 年 | 5 月 1 4 日 | 会則改正 |
| 昭和 4 4 年 | 5 月 1 0 日 | 会則改正 |
| 昭和 4 5 年 | 5 月 2 3 日 | 会則改正 |
| 昭和 4 7 年 | 5 月 2 0 日 | 会則改正 |
| 昭和 4 9 年 | 5 月 2 5 日 | 会則改正 |
| 昭和 5 3 年 | 4 月 2 8 日 | 会則改正 |
| 昭和 5 7 年 | 4 月 2 4 日 | 会則改正 |
| 平成 3 年 | 4 月 2 6 日 | 会則改正 |
| 平成 1 0 年 | 5 月 1 日 | 会則改正 |
| 平成 1 5 年 | 5 月 2 日 | 会則改正 |
| 平成 1 6 年 | 4 月 3 0 日 | 会則改正 |
| 平成 2 4 年 | 5 月 1 日 | 会則改正 |
| 平成 2 6 年 | 4 月 2 8 日 | 会則改正 |
| 平成 2 7 年 | 4 月 2 4 日 | 会則改正 |
| 令和 5 年 | 4 月 2 8 日 | 一部改正 |
| 令和 6 年 | 4 月 2 6 日 | 一部改正 |

雀宮中学校 P T A 慶弔規程（案）

第 1 条 名称及び目的

この規程は雀宮中学校 P T A 慶弔規程と称し、会員並びに教職員の慶弔について規定するものとする。

第 2 条 適用者

この規程の適用は、次に該当するものに限る。

- 1 本会の会員
- 2 雀宮中学校に勤務する教職員

第 3 条 適用範囲

この規程の慶弔の範囲を次の通りに定める。

- 1 慶事の場合
 - ㊦ 教職員転任・退任の場合、ならびに結婚・出産の場合。
 - ㊧ 本会の会員並びに教職員が表彰（知事以上）または叙位・勲章等の場合。
- 2 弔事の場合
 - イ 本会の会員死亡の場合（配偶者・生徒を含む）
 - ロ 本会教職員の死亡の場合（配偶者を含む）
- 3 災害事故
 - イ 本校職員にて病気（負傷）のため二週間以上にわたり病床にある場合。
 - ロ 本会の会員及び教職員が不慮の火災（地震による火災を除く）を被った場合。

第 4 条 適用細目は次の通りとする。

	適 用 範 囲	適 用 細 目
慶 の 場 合	1 教職員退任・転任の場合	花束(離任式) 3,000 円程度
	・ 結婚の場合	祝い金として 5,000 円
	・ 出産の場合	祝い金として 5,000 円
	2 表彰及び叙位叙勲の場合	記念品料として 5,000 円
弔 の 場 合	1 会員死亡の場合（配偶者・生徒含む）	花環一基・香料 <u>10,000</u> 円
	2 本校職員死亡の場合	花環一基・香料 10,000 円
	・ 配偶者	花環一基・香料 5,000 円
	・ 一親等以内の死亡	香料 5,000 円
災 害 事 故	1 教職員二週間以上の病気（負傷）見舞 2 <u>不慮の火災（地震による火災を除く）を被った場合</u>	見舞金 5,000 円

第 5 条 見舞・祝・香料の返礼を受けないことを原則とする。

第 6 条 本会の規程運営のため会費月額 1 0 円を積み立て別途会計とする。

- 第 7 条 本会は次の帳簿を常備するものとする。
- 1 会計簿
 - 2 実施記録簿

第 8 条 本会の会計年度は P T A 会計と同じく P T A 監査を受けるものとする。

第 9 条 本規程以外の事項については会長・副会長がこれを処理し理事会に報告する。

第 10 条 本規程に定めのない支出については、本会の目的に反しない限り、理事会の議決を経たのち、支出することができる。

第 11 条 本規定の変更については、P T A 会則第 14 章に従い、理事会の議決を経て定める。

第 12 条 本規程は昭和 51 年 5 月 15 日からこれを適用する。
本規程は昭和 53 年 4 月 28 日からこれを適用する。
本規程は昭和 57 年 4 月 24 日からこれを適用する。
本規程は平成 8 年 4 月 30 日からこれを適用する。
本規程は平成 12 年 5 月 1 日からこれを適用する。
本規程は平成 13 年 5 月 2 日からこれを適用する。
本規程は平成 23 年 5 月 2 日からこれを適用する。
本規程は平成 27 年 4 月 24 日からこれを適用する。
本規程は平成 28 年 4 月 22 日からこれを適用する。
本規程は令和 5 年 4 月 28 日からこれを適用する。
本規程は令和 6 年 4 月 26 日からこれを適用する。

宇都宮市立雀宮中学校PTA事務等に係る業務委託費規程

第1条

本規程は、宇都宮市立雀宮中学校PTA事務等に係る業務委託費と称する。

第2条

本会計は、PTA事務等の委託費用等に適用する。

第3条

PTA会員は、本会計に会費として月額200円を納入するものとする。

第4条

本会計に、会計不足が生じた場合は理事会に計り、承認を得て臨時に徴収することができる。
但し、その額は50円を超えないものとする。

第5条

本会計の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとし、会長はその内容を総会において報告し、承認を得なければならない。

第6条

- 1 受託者に対する業務委託費用の支給について、別途業務委託契約により定める。
- 2 年間の業務委託額は、理事会の承認を経て決定する。

第7条

業務委託契約期間は1年とする。但し更新を妨げない。更新に当たっては、会長の推薦に基づき理事会の承認を得るものとする。

第8条

本規程を改定する必要がある場合、PTA会長は理事会の承認を得て決定する。

第9条

本規程は昭和53年 4月28日から施行する。
平成 9年 4月 1日規程改正
平成13年 4月28日規程改正
平成26年 3月31日規程改正
令和 3年 4月28日規程改正
令和 6年 4月26日規程一部改正

第 1 章 名 称 及 び 目 的

- 第 1 条 本会は宇都宮市立雀宮中学校文化・スポーツ後援会といい、事務所を宇都宮市立雀宮中学校におく。
- 第 2 条 本会は宇都宮市立雀宮中学校文化・スポーツの活動を後援して文化体育の振興を計り、健全な青少年の育成に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 文化並びに体育活動の援助
 - 2 顕著な活動をした団員の表彰
 - 3 その他本会の目的のために必要な事業。

第 2 章 会 員

- 第 4 条 本会の会員は次のものとする。
- 1 宇都宮市立雀宮中学校在校生の保護者
 - 2 本校通学地域に在住し、本会の主旨に賛同するもの。

第 3 章 役 員

- 第 5 条 本会に次の役員をおく。
- 1 会長 1 名
 - 2 副会長若干名
- 第 6 条 本会に顧問を置くことができる。
- 1 顧問は会長が委嘱する。
- 第 7 条 各役員の役割は以下のとおりとする。なお、会計監査は PTA 会則に定める会計監査が、会計・書記は PTA 事務局が兼務する。
- 1 会長は会務を総括し、本会を代表する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職を代行する。
 - 3 会計監査は会計を監査し、その結果を総会に報告する。
 - 4 会計は本会の会計事務を掌る。
 - 5 書記は議事録を整理保管すると共に庶務にあたる。
- 第 8 条 本会の役員は「雀宮中学校 P T A」の役員がそれぞれの職責を兼任する。

第 4 章 会 議

- 第 9 条 本会の会議は総会及び役員会とし、会長が召集する。なお、会長は、役員会において必要に応じて関係者を招集することができる。
- 第 1 0 条 総会は年 1 回開催して予算決算、役員の選出を行う。役員は必要に応じて会長が召集する。
- 1 総会は会員の過半数の出欠をもって成立する。
 - 2 役員会は役員の過半数を持って成立する。

第 5 章 会計および備え付け表簿

- 第 1 1 条 本会の経費は次の収入による。
- 1 会費は月額 4 5 0 円とする。但し、会費うち 1 3 0 円は関東・全国大会遠征助成金として「関東・全国大会遠征助成金特別会計」に振り替える。
関東・全国大会遠征助成金は本校内で活動している部、また中体連・中文連所属の部に限る。それ以外の部はお祝い金とする。但し、金額はその都度協議のうえ決定する。
 - 2 寄付金
 - 3 その他の収入
- 第 1 2 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。
- 第 1 3 条 本会に次の表簿をおく。
- 1 会則
 - 2 会計関係書類

- 附 則 会則の変更は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ出来ない。
本会則は昭和 4 7 年 4 月 2 6 日から施行する。
昭和 5 5 年 4 月 2 6 日会則改正（会の名称及び関連条文）
昭和 5 8 年 4 月 2 8 日会則改正（第 5 章第 11 条の 1）
平成 2 年 9 月 2 5 日会則改正（第 5 章第 11 条の 1）
平成 3 年 4 月 2 6 日名称変更
平成 1 9 年 4 月 2 7 日会則改正（第 5 章第 11 条の 1）
平成 2 3 年 5 月 2 日会則改正（第 5 章第 11 条の 1）
平成 2 6 年 4 月 2 8 日会則改正（第 1 章第 5 条）
平成 2 7 年 4 月 2 4 日会則改正（第 3 章第 5 条・第 4 章第 9 条・第 5 章第 11 条）
平成 2 9 年 4 月 2 1 日会則改正（第 5 章第 11 条の 1）
令和 3 年 4 月 2 8 日会則改正（第 5 章第 11 条の 1）
令和 5 年 4 月 2 8 日一部改正（第 3 章第 7 条・第 4 章第 9 条）

宇都宮市立雀宮中学校関東・全国大会等遠征助成金特別会計規程（案）

第 1 章 目 的

第 1 条 中学校体育連盟（以下「中体連」という）、および中学校文化連盟（以下「中文連」という）主催の大会等で関東大会および全国大会に出場した場合、交通費・宿泊費・参加費等の経費を関東・全国大会等遠征助成金（以下「本助成金」という）として支出する。

第 2 章 基 金

第 2 条 遠征経費の助成にあたっては、基金として以下の資金を充てる。

- (1) 文化・スポーツ後援会費からの本助成金会計への振替分
- (2) 賛助金・祝い金等として受けた寄付金等

第 3 章 使 途

第 3 条 本助成金の支出にあたっては、以下のとおりの資金使途とする。

- (1) 関東・全国大会に参加するための必要経費
- (2) 上記に準ずる大会に参加するための必要経費

第 4 章 会 計

第 4 条 選手派遣の会計は、文化・スポーツ後援会会計（学校担当者）が担当し、会計監査は同後援会の監事が担当する。

第 5 章 支出等の内容

第 5 条 遠征助成の対象となる以下の大会に対して、派遣に係る経費を助成する。

- (1) 中体連・中文連主催の大会

ア 選手（エントリー数）

(ア)大会参加費

大会主催者が請求する大会費を支出する。

ただし、プログラム代は、顧問分を含め 2 部までとする。

(イ)交通費

- ・ J R 雀宮駅から大会開催地までの交通費とする。
- 原則、1 0 0 km を超えるところは、必要に応じて特急料金を支出するか、北海道及び近畿以西は航空料金を適用できる。
- ・貸切バスを利用する場合は、実費または J R を利用した場合と同額を上限として支出する。
- ・最寄駅から大会開催地までの J R 以外の交通費を支出する。ただし、タクシー代金は必ず領収書を添付することとする。

(ウ)宿泊費

- ・大会事務局が斡旋する旅館・ホテルの宿泊費の同額を支出する。
- ・大会からの施設指定がない場合は、原則、一人 1 泊 10,000 円を上限として支出する。
- ・学校到着が 19 時を過ぎる場合には、生徒の安全を考慮して、後泊分についても同額を支出する。

(エ)食事代

- ・宿泊が夕・朝と 2 食付の場合は、昼食代として上限 1,000 円を支出する。

(オ)その他

- ・大会に出場するうえで必要な練習パートナー等は、本規程の選手と同様の取扱いとする。
- 練習パートナーとは、バドミントン・卓球・剣道等個人出場における練習パートナーとする。

イ 引率者（実際に引率する教員）

(ア)交通費

- ・ 会費からの支出は行わない

(イ)宿泊費

- ・ 会費からの支出は行わない

(ウ)食事代

- ・選手と同じ

(2) 中体連・中文連大会に準ずる大会

- ア 中体連・中文連主催の県大会を勝ち抜き、中体連・中文連主催以外の関東・全国大会に出場した場合は、前 1 項と同様の支出を行う。
- イ 中体連・中文連主催以外の予選会を勝ち抜き、中体連・中文連主催以外の関東・全国大会に出場した場合は役員会で協議のうえ、お祝い金として一人あたり 5,000 円を選手(エントリー数)人数分支給することができる。
- ウ 美術部・科学部・青年の主張・英語スピーチコンテスト等については、必要に応じて役員会で協議のうえ決定する。

第 6 条 全国大会出場に当たっては、祝い金として団体出場の場合、出場する部に対して 30,000 円を支給する。また、個人出場の場合は一人 5,000 円を支給する。

第6章 本助成金の精算等

- 第7条 本助成金の支出・精算等は、以下のとおり行うこととする。
- (1) 本助成金は、予算書に基づき大会参加前に支給する。
 - (2) 大会終了後、速やかに精算処理を行う。
宿泊費、タクシー代の経費は、必ず領収書を添付する。左記以外は、大会出場の部活動顧問より支払証明の提出を受ける。
 - (3) 各種団体からの祝い金・補助等は、原則、全額本助成金会計に繰り入れる。
 - (4) 本助成金は、大会出発前に全額支給するが、後日、中体連・中文連・宇都宮市・栃木県等から支給される補助金等は、全額本助成金会計に繰り入れるものとする。

第7章 本助成金の支出に係る特例

- 第8条 本助成金の残高に余裕があり、助成に問題がないと判断できる場合で、本会の目的を達成するために必要と認められたときは、役員会で協議のうえ、他会計に必要資金を振り替えることができる。

- 附 則 本規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
- 令和 3年 4月 28日規程改正
- 令和 5年 4月 28日一部改正
- 令和 6年 4月 26日一部改正**

宇都宮市立雀宮中学校手をつなぐ親の会規約

第 1 章 総 則

第 1 条 この会は、宇都宮市立雀宮中学校 手をつなぐ親の会という。

第 2 条 この会は、特別な配慮を要する子どもたちの教育の振興と充実を図り、あわせて卒業後の社会的自立を援助することを目的とする。

第 3 条 この会は、前条 2 の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 特別支援教育に対する理解と協力を得るための啓発。
- 2 関係諸機関との連絡を密にし、本教育の質的向上。
- 3 子どもたちの職業補導等の援助。
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な活動。

第 2 章 会 員

第 4 条 この会は、本会の趣旨に賛同する会員をもって組織する。

第 5 条 この会の役員は、次のとおりとする。

会長 1 名・副会長 2 名・会計 1 名・監査 2 名とする。

- 1 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3 監査は、会務及び経理を監督する。
- 4 会計は会の経理にあたる。

第 6 条 会長・副会長・監査は P T A 役員が兼ねる。

会計は本校特別支援学級担任が行う。

第 7 条 役員の任期は 1 年とし再任を妨げない。

第 3 章 会 議

第 8 条 この会議は、総会・役員会の 2 種とし、総会は年 1 回開催、必要に応じて臨時に開催することができる。

第 4 章 会 計

第 9 条 この会の経費は、会費・その他の収入をもって充てる。会費は、年額 1 口 300 円とする。但し、口数に制限はないものとする。

第 10 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

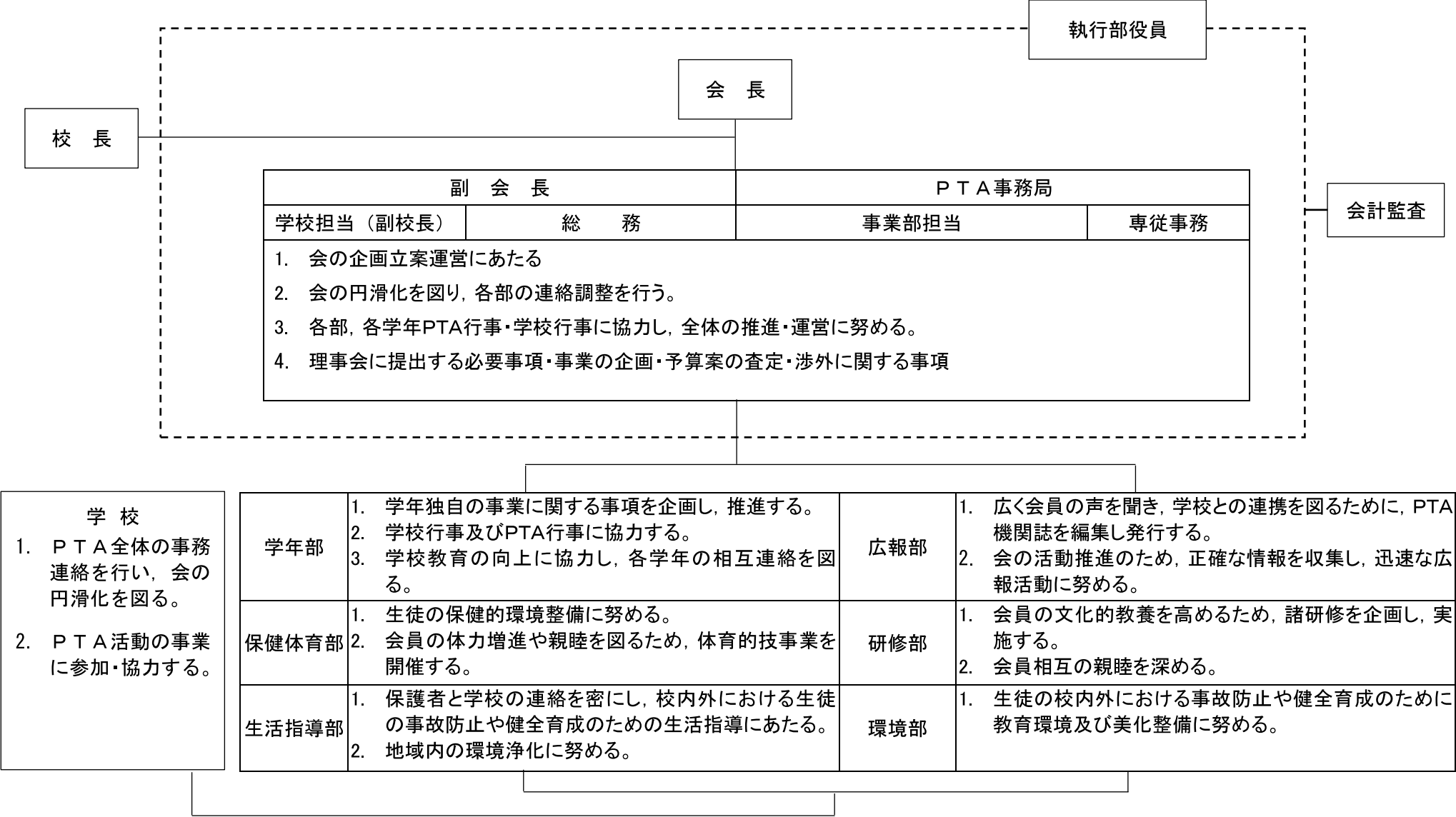
第 5 章 附 則

第 11 条 この会の事務所は、宇都宮市雀の宮 7 丁目 28 番 16 号
宇都宮市立雀宮中学校内におく。 ☎ 0 2 8 - 6 5 3 - 0 3 7 9 ・ 7 4 7 9

第 12 条 この規約の改正は、総会の議決を経なければならない。

第 13 条 この規約は、昭和 57 年 4 月 24 日より施行する。
平成 10 年 5 月 1 日改正

宇都宮市立雀宮中学校 P T A 組織図



令和6年度PTA役員（案）

	役 職 名	氏 名
1	PTA会長	杉山 文人
2	PTA副会長	青柳 正寛
3	PTA副会長	吉谷 美由紀
4	PTA副会長	石本 弘子
5	PTA副会長（学校）	杵渕 壮
6	PTA事務局員	橋山 晴奈
7	PTA事務局員	大野 美樹
8	PTA事務局員	岩原 あすか
9	PTA事務局員	斎藤 さなえ
10	PTA事務局員	佐々木 美紀
11	PTA事務局員	仁平 香織
12	PTA事務局員	早乙女 由有子
13	PTA事務局員	茂呂 友里絵
14	PTA事務局員	米野 照美
15	PTA事務局員	六川 浩美
16	PTA事務局員	高松 友美
17	PTA事務局員	外山 弓江
18	PTA事務局員	古澤 笑香
19	PTA事務局員	石川 有美
20	PTA事務局員	萩野 絵理香
21	PTA事務局員	道木 佳代
22	PTA事務局員	齋藤 茉里奈
23	PTA事務局員（学校）	小室 文代
24	PTA会計監査	久慈 奈緒美
25	PTA会計監査	山崎 貴美代
26	学年部部长	鈴木 麻希子
27	環境部部长	弓座 沙織
28	研修部部长	河津 美晴
29	保健体育部部长	小宮山 君代
30	広報部部长	高柳 夏千
31	生活指導部部长	古川 奈緒美